

前橋市スーパーシティ準備検討会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、前橋市スーパーシティ準備検討会と称する。（以下「準備検討会」という。）

（目的）

第2条 現在、AIやビッグデータを活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展している。

これまで、日本国内において、スマートシティや近未来技術実証特区などの取り組みがされているが、エネルギーや交通などの個別分野での取り組み、個別の最先端技術の実証などにとどまっているところである。そのような中、国は、技術開発側・供給側の目線ではなく、生活全般に渡り住民目線で未来社会での生活を先行して現実にするスーパーシティ構想を打ち出したところである。

本準備検討会は、本市が目指す地域の食や農産物、生活・歴史文化自然環境を大切にした個性・多様性を尊重するスローシティの推進とともに、産学官民の真の連携により、前橋市において住民目線で未来社会での生活を実現することを目指し、国のスーパーシティ構想に係る申請準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備検討会は、関係機関の連携を図り、前条の目的を達成するための事業推進に努める。

（構成）

第4条 準備検討会は、第2条の目的を達成するための事業推進に関係する法人・団体等により構成する。

（アーキテクトの構成と職務）

第5条 準備検討会に産学官からなるアーキテクトを置き、アーキテクトの代表として総括を置く。

2 総括は準備検討会を代表し、会務を総括する。

3 その他のアーキテクトは、総括を補佐し、総括が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備検討会に総会、運営委員会及びワーキンググループの会議を置く。

(総会)

第7条 総会は、アーキテクト及び運営委員会の委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて総括が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 設置要綱の変更に関すること。
 - (2) 事業の計画に関すること。
 - (3) その他総括が必要と認める事項に関すること。
- 4 総括は、必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。
- 5 総会は、原則として公開とする。ただし、総括が必要と認める場合については、非公開とする。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、総括が委嘱した者をもって構成する。

- 2 運営委員会に総括から指名を受けた委員長、副委員長を置く。
- 3 運営委員会は、委員長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。
- 6 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に諮るべき事項に関すること。
 - (2) 準備検討会事業の実施内容に関すること。
 - (3) ワーキンググループの設置及び運営に関すること。
 - (4) その他、準備検討会の事業運営に関すること。
- 7 委員長または総括は、必要に応じて、運営委員会の議事に関係のある者（オブザーバー）の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第9条 ワーキンググループは、民間主導事業プロジェクト及び前橋市事業検討プロジェクト等の事業推進に関係する者をもって構成する。

- 2 ワーキンググループにグループ長を置く。
- 3 ワーキンググループは、グループ長が招集する。
- 4 ワーキンググループの議長は、グループ長がこれに当たる。

- 5 グループ長が不在のときは、ワーキンググループ内で適宜その職務を代理する者を調整する。
- 6 ワーキンググループは、次の事項を所掌する。
 - (1) 第2条の目的の趣旨に沿った事業の企画立案及び執行に関すること。
 - (2) その他円滑な事業実施のために必要な関係団体との調整等に関すること。
- 7 ワーキンググループで協議した事項については、必要に応じて運営委員会に報告する。
- 8 その他、ワーキンググループに関して必要な事項は委員長が別に定める。

(民間主導事業プロジェクト及び前橋市事業検討プロジェクト)

- 第10条 民間主導事業プロジェクトはアーキテクトの産業界代表が、前橋市事業検討プロジェクトはアーキテクトの行政代表がそれぞれ設置する。
- 2 民間主導事業プロジェクト及び前橋市事業検討プロジェクトは、アーキテクト、運営委員会と連携を図り、ワーキンググループに参加する。

(事務局)

- 第11条 準備検討会の事務を処理するため、事務局を前橋市政策部未来の芽創造課に設置する。

(会期)

- 第12条 準備検討会の会期は、内閣府におけるスーパーシティの選定が終了するまでとする。

(顧問)

- 第13条 準備検討会に顧問を置くことができる。

(その他)

- 第14条 この会則に定めるもののほか、準備検討会の運営に関し必要な事項は、総括が定める。

附 則

(施行期日)

- この規約は、準備検討会の設立の日より施行する。